

令和7年度 千葉県資源評価対象種

1 評価対象種

(1) 総合判断^{※1}A

キンメダイ、タチウオ、コノシロ、スズキ、ヒラメ、マコガレイ、マダイ、トラフグ、マアナゴ、サヨリ、イセエビ、チョウセンハマグリ、クロアワビ、メガイアワビ、アサリ、サザエ、ダンベイキサゴ、マダコ及びコウイカ

(2) 総合判断B

クルマエビ、ホンビノスガイ、バイ及びサトウガイ

(3) 総合判断C

ムツ・クロムツ、イサキ、アカムツ、クロダイ、チダイ、シロギス、アカカマス、イシカワシラウオ、ナミガイ、マナマコ及びウチムラサキガイ

(4) 総合判断D

サワラ

計35種

2 選定理由

資源評価対象種については、以下に示す「千葉県資源評価検討会議における資源評価基準」の「1 資源評価の対象とする水産資源の選定」の要件に基づき、下表のとおり選定した。

【資源評価基準による選定の要件】

- (1) 本県沿岸漁業の重要資源であること。
- (2) 既に資源管理協定や自主的な管理を含む資源管理の対象となるなど、資源管理の必要性が認識されていること。
- (3) 栽培漁業対象種となっている又は増殖場造成が行われているなど、資源造成に係る取組が行われていること。
- (4) 資源評価に必要な漁獲統計情報及び生態的知見等があること。
- (5) 国際資源及び国の資源評価対象のうち回遊性の高い魚種は除く。

表 令和7年度資源評価対象種の一覧表

魚種	選定の要件					選定理由等	総合判断			
	(1) ^{※2}		(2) ^{※3} 資源管理	(3) 資源造成	(4) 資源評価情報		(5) 国評価対象	R6	R7	
	生産量 (トン)	金額 (百万円)								
キンメダイ	1,470	3,064	県方針・協定 地域計画(広域)		漁場ごとの CPUE	○ ^{※4}	(1)、(2)、 (4)に該当	A	A	
タチウオ	1,695	1,869	県方針・協定		漁獲量	○	(1)、(2)、 (4)に該当	A	A	
コノシロ	2,754	778	県方針・協定		漁獲量	○	(1)、(2)、 (4)に該当	A	A	
スズキ	944	604	県方針・協定		標本船 CPUE	○	(1)、(2)、 (4)に該当	A	A	
ヒラメ・カレイ類	ヒラメ	217	300	県方針・協定 地域計画(広域)	種苗 放流	資源量	○	(1)～(4)に 該当	A	A
	マコガレイ ^{※5}	123	69	県方針・協定	種苗 放流	標本船 CPUE	○	(1)～(4)に 該当	A	A
マダイ	303	290	県方針・協定 地域計画(広域)	種苗 放流	資源量	○	(1)～(4)に 該当	A	A	
トラフグ ^{※6}	45	131	県方針・協定	試験 放流	漁獲量	○	(1)～(4)に 該当	A	A	
マアナゴ ^{※6}	94	87	県方針・協定 地域計画(地域)		標本船 CPUE	○	(1)、(2)、 (4)に該当	A	A	
サヨリ ^{※6}	8	32	県方針		漁獲量	×	(1)、(3)、 (4)に該当	A	A	

魚種		選定の要件					選定理由等	総合判断		
		(1)※2		(2)※3 資源管理	(3) 資源造成	(4) 資源評価情報		(5) 国評価対象	R6	R7
		生産量 (トン)	金額 (百万円)							
イセエビ		262	1,892	県方針・協定 地域計画(地域)	増殖場	CPUE	○	(1)～(4)に 該当	A	A
チョウセンハマグリ		1,370	1,629	地域計画(地域)	種苗 放流	漁獲量	○	(1)～(4)に 該当	A	A
ア ワ ビ 類	クロアワビ	35	613	県方針・協定 地域計画(地先)	種苗放流 増殖場	CPUE	○	(1)～(4)に 該当	A	A
	メガイアワビ	38	347	県方針・協定 地域計画(地先)	種苗放流 増殖場	CPUE	○	(1)～(4)に 該当	A	A
アサリ		239	221	地域計画(地域)	種苗 放流	資源量	○	(1)～(4)に 該当	A	A
サザエ		163	184	県方針 地域計画(地先)	種苗 放流	CPUE	○	(1)～(4)該 当	A	A
ダンベイキサゴ		97	84	地域計画(地域)	種苗 放流	漁獲量	×	(1)、(4)に 該当	A	A
マダコ※7		68	50	県方針		CPUE	○	(1)、(2)、 (4)に該当	A	A
コウイカ※6		8	13	県方針・協定	産卵床 設置	標本船 CPUE	×	(1)～(4)該 当	A	A
クルマエビ		1	5	地域計画(地域)	種苗 放流	漁獲量	×	(1)～(3)に該 当 (4)に不足	B	B
ホンビノスガイ		525	171	県方針・協定 地域計画(地域)		漁獲量	×	(1)に該 当 (4)に不足	B	B
バイ		7	5		産卵基 質設置 試験放流	漁獲量	×	(3)に該 当 (4)に不足	B	B
サトウガイ		0	0	地域計画(地域)		漁獲量	×	(2)に該 当 (4)に不足	B	B
ムツ・クロムツ※8		94	200	県方針		漁獲量	×	(1)、(2)に該 当 (4)に不足	C	C
イサキ		238	175			漁獲量	○	(4)に不足	C	C
アカムツ		22	88	県方針・協定		漁獲量	×	(1)、(2)に該 当 (4)に不足	C	C
タ イ 類	クロダイ	99	57			漁獲量	×	(4)に該 当	C	C
	チダイ	36	9			漁獲量	×	(4)に不足	C	C
シロギス※6		18	61	県方針・協定		漁獲量	×	(2)に該 当 (4)に不足	C	C
アカカマス※9		30	29	県方針・協定		漁獲量	○	(1)、(2)に該 当 (4)に不足	C	C
イシカワシラウオ		0	0	県方針・協定		漁獲量	×	(2)に該 当 (4)に不足	C	C
ナミガイ		43	39	県方針・協定		漁獲量	×	(2)に該 当 (4)に不足	C	C
マナマコ※10		22	21	県方針・協定		漁獲量	○	(2)に該 当 (4)に不足	C	C
ウチムラサキガイ		1 未満	1 未満	県方針・協定		漁獲量	×	(2)に該 当 (4)に不足	C	C
サワラ		186	205	県方針・協定		漁獲量	○	(1)、(2)、 (5)に該 当	D	D

- ※1 総合判断:R7 A:評価票作成のための漁業情報及び資源情報が得られている(評価票を作成)
B:評価票作成のための漁業情報及び資源情報が一部不足(評価票に準ずる資料を作成)
C:評価票作成のための漁業情報及び資源情報が不足(漁獲量推移等の資料を作成)
D:県での評価、管理の優先順位が低い。または困難
(サワラについては国による資源評価が公表されるまでは暫定的に漁獲量推移等の資料を作成)
- ※2 (1)漁獲情報(トン、百万円)は主に R5 農林水産統計年報、キンメダイ(金額は推定値)、サヨリ、マアナゴ、アワビ類(クロアワビ、メガイアワビ)、九十九里貝類(サトウガイ、チョウセンハマグリ及びダンベイキサゴ)、コウイカ、トラフグ、バイ、ホンビノスガイ、アカカマス、アカムツ、イシカワシラウオ、シロギス、ムツ・クロムツ、ウチムラサキガイ、ナミガイ及びマナマコは R5 県調べ
- ※3 (2)資源管理の「県方針・協定」は県資源管理方針(以下、「県方針」という)及び県方針に基づく資源管理協定、「地域計画」は前述の協定以外での自主的な資源管理の計画等(非明文含む)を指す。計画の各範囲は「(広域)」は、千葉県含む複数県で、「(地域)」は県内全域又は一部地域で、「(地先)」は各漁協等の計画等で資源管理が行われているもの。
- ※4 キンメダイは平成 28 年度から国による資源評価が実施されているが、回遊の範囲が限定的であることから引き続き県においても各漁場での資源評価を行う。
- ※5 マコガレイの生産量・金額は「かれい類」の数値であり、マコガレイのみの数値の場合には大きく減少する。
- ※6 トラフグ・マアナゴ・サヨリ・コウイカ・シロギスの生産量・金額は一部の漁協を除く数値。
- ※7 マダコの生産量・金額は「たこ類」の数値。
- ※8 ムツ・クロムツの生産量・金額は「ムツ」「クロムツ」「ムツ類」を対象に集計。
- ※9 アカカマスの生産量・金額は明確に「アカカマス」として区分されている一部漁協の数値。
- ※10 マナマコの生産量・金額は漁獲情報DBによるが、銚子市漁協は全てオキナマコと考えられるため除外。
- ※11 総合判断Aの魚種については評価票、総合判断Bの魚種については評価票に準ずる資料、総合判断C又はDの魚種については漁獲量推移等の資料を原則として公開することとする。